

前橋市告示第447号

一般廃棄物処理実施計画（令和3年前橋市告示第329号）の一部を次のように改正し、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第2条の規定により次のように告示します。

令和3年7月9日

前橋市長 山本 龍

【ごみ処理計画】4の一般廃棄物の収集の収集方法、処分方法の（10）一般廃棄物の区域外処分等の②を次のように改める。

②市内で排出された一般廃棄物の区域外処分は、次のとおりとする。

排出事業者	前橋市内の庄や前橋店他4店舗	前橋市内のとりせん新前橋店他6店舗
種類	食品廃棄物	食品廃棄物
排出量	45.6t/年	53.7t/年
収集運搬業者	(株)サニタリーセンター	(株)環境システムズ
処分の場所	埼玉県本庄市新井字川原788番地外	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処分業者	(株)サニタリーセンター	(株)アイル・クリーンテック
処理方法	堆肥化	堆肥化
処理期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

排出事業者	前橋市内のアピタ前橋店	TOP前橋リリカ店
種類	食品廃棄物	食品廃棄物
排出量	96.00t/年	36.00t/年
収集運搬業者	(株)群成舎	(株)群成舎
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処分業者	(株)アイル・クリーンテック	(株)アイル・クリーンテック
処理方法	堆肥化	堆肥化
処理期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和3年7月12日から 令和4年3月31日まで